

神川町平和に関する都市宣言検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 神川町平和に関する都市宣言の検討にあたり、関係団体等の意見を聴くため、神川町平和に関する都市宣言検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、平和に関する都市宣言の原案の検討等にあたる。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 区長会の代表
- (2) 遺族会の代表
- (3) 民生委員・児童委員協議会の代表
- (4) 人権擁護委員の代表
- (5) 教育委員会の代表
- (6) 行政の代表
- (7) その他、特に町長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命された日から、平和に関する都市宣言の宣言文原案の策定が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長が必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。